

違反する疑いがある。

さらに、「生活の本拠」(＝住所)が門真市の新橋住宅から守口市マンションに移っているのに、それを届け出ず、門真市の選挙人名簿に不正に名前を残し続けて不正に投票した、という事である。

ちなみに、{資料 21} の「門真市ホームページでみる過去の選挙一覧」を見れば、

2004 年 4 月から 2014 年 12/3 までの 10 年 8 ヶ月間で行なわれた選挙は 17 回であり、A 氏はこの間に 17 回もの不正投票をした事になる。

＜5＞ A 氏の絶対的な違法行為 (★2014 年 12/3～2017 年 3/27 の水道閉栓時期)

- (1) A 氏は自ら望んで 2014 年 12 月 3 日から新橋住宅居室の水道を閉栓した。

これは「新橋住宅居室を物理的に絶対に『生活の本拠』として使えなくする行為」である。

- (2) どんなに A 氏に甘い判断をしても、最も遅く見積もっても、A 氏はこの 2014 年 12/3 をもって新橋住宅の住民票を他所に（守口市マンションに）移動させる住民基本台帳法上の義務を負うことになる。

- (3) ところが A 氏は住民基本台帳法に違反して住民票を移動させず、市営新橋住宅の居住者の資格が無くなったのに新橋住宅居室を不法に占拠し続け、違法不正な選挙投票を続け、さらには 2016 年 11 月と 2017 年 1 月の 2 回に渡って市長や議会に出した公的な要望文書において、「要望の代表者」として、新橋住宅の住所が自分の住居であるとの虚偽記載を平然と行なったのである。 実に厚顔な振る舞いである。

- (4) 私は 2017 年 2/25 に「2 つの住所への配達証明郵便発送作戦」を発動した。

その結果、守口市マンションでは 3/1 に配達完了し、門真市新橋住宅住所は「相手から反応無く配達不能」となり、「A が本当に住んでいるのは守口市マンションの方である」事がはっきりした！

- (5) A 氏が水道を再開させるようになったのは、{資料 20}・{資料 27} で説明されているように、2017 年 1 月から私の追求が始まり、1 月臨時議会と 3 月議会で私の議会質問で厳しく取り上げられるようになって、それへの防衛策として、「さすがに水道停止中ではあまりにもまずい」、と判断したためとしか思えないが、

それでも水道再開するのは 3/9 本会議質問から 28 日も経った 3/28 からの事である。

それまでは 1 月議会 3 月議会や私の HP で大々的に取り上げられていても、水道閉栓したまま平然と「新橋住宅住民」を名乗っていたのであり、A 氏の鉄面皮さは際立っている。

- (6) A 氏が新橋住宅居室を水道閉栓したこの 2 年 4 ヶ月は、A 氏がどんな言い訳をしようとも、新橋住宅居室は「A 氏本人の作為によって物理的に『生活の本拠＝住所』とする事が完全に不可能な状態」にされていたのだから、

この期間中に A 氏が住民基本台帳法と公選法に違反し、また社会生活をする中で、「虚偽の住所」を記載させた種々の公文書を作らせたはずであるから、これは刑法第 157 条（公正証書原本不実記載等）に抵触し、守口市民として守口市に納めるべき税金を納めなかった税法上の違法の疑いもある。

新橋住宅居室が物理的に『生活の本拠＝住所』でなくなっているのだから、市営新橋住宅の居住者資格も消滅しており、新橋住宅居室を「不法占有」している事になる。

- (7) 選挙について言えば、{資料 21} の「門真市ホームページでみる過去の選挙一覧」にある通り、2004 年 12/3 から 2017 年 3/27 までの 2 年 4 ヶ月間で行なわれた選挙は 6 回であり、A 氏はこの間に 6 回もの不正投票をした事になる。

例示すれば、以下の通り。